

令和7年4月8日

保護者の皆様へ

幸田町教育委員会

令和7年度「ラーケーションの日」について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より幸田町の教育に御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、愛知県では、令和7年度も「休み方改革プロジェクト」を進めています。それを受け、幸田町におきましても、「ラーケーションの日」を下記の通り実施します。

つきましては、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

記

(1)内 容

学校外での体験や学びの活動を、児童生徒が保護者等と一緒に計画し、平日に実行できる日であり、3日まで取得可能とする。

(2)開始日

令和7年5月7日（水）

(3)給食の欠食申請

① 給食を欠食希望する場合は、以下の期限までに学校へ申請してください。

② 5月に取得する場合、給食の欠食はできません。

取得月	申請締め切り日
5月	—
6月	4月16日（水）
7月	5月9日（金）
9月	7月10日（木）
10月	8月8日（金）
11月	9月9日（火）
12月	10月10日（金）
1月	11月7日（金）
2月	12月5日（金）
3月	1月9日（金）

※給食の欠食申請締め切り日は、食材発注時期を考慮して上記のとおりとさせていただきます。ただし、取得申請自体は、取得日の前日までを可とします（この場合、欠食にはできません）。

※欠食申請をした場合、その後欠食を取り消すことはできません。取得予定日に、何らかの事情で取得を取り消し、登校することになったときは、弁当を持参してください。欠食申請をしなかった場合、何らかの事情で登校することになったとしても、弁当の必要はありません。

(4)その他

- ・詳細は、新年度4月に配付される令和7年度版保護者用リーフレットを御参照ください。